

第 1 1 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和 2 年 1 月 2 4 日（金）

2. 招集日時 午後 4 時 0 0 分

3. 招集場所 役場 3 階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10 番） 山田 一夫

1 番 安田正一郎、 2 番 畑林 悦男、 3 番 細谷地 司
4 番 内澤 初蔵、 5 番 下谷地敦雄、 6 番 福田 光雄
7 番 苅谷 雅行、 8 番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1 番 坂本 武道、 2 番 木村 正司、 3 番 大久保 広
5 番 寺澤 正幸、 6 番 古里 典子、 7 番 工藤 郁子
8 番 増尾 勝男、 9 番 本田 健耕、 10 番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

9 番 笹山結実男

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、 臨時職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

それではただいまより、第 1 1 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後 4 時 0 0 分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、9 名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、笹山委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、1 0 名の出席となっております。

それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 ご異議がないので 5 番 下谷地敦雄委員 6 番 福田光雄委員のお二方に
お願いいたします。

日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

よろしくをお願いいたします。議案書のほうは、1 ページになります。件数は 2 件ございます。

番号 1 になります。場所になりますが、大字〇〇第〇地割の田んぼ、面積が 1, 0 5 0 m²になります。こちらは、有償での売買となります。譲渡人が〇〇〇〇さん、〇〇県の在住となります。譲受人が〇〇〇〇さん、売買の金額につきましては、1 3 万円となっております。現地確認につきましては、古里委員と福田委員に依頼してございます。

続きまして番号 2、場所は大字〇〇第〇地割、畑になります。面積は、1 5 2 m²、こちらも売買での有償移転ということになります。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇市の住所となってございます。譲受人が〇〇〇〇。売買の単価につきましては 3 0 万円。現地確認につきましては、寺澤委員と山田委員に依頼してございます。

以上の 2 件について、農地法第 3 条の許可申請が出されたものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 番号 1 については、古里委員と福田委員に、番号 2 については、寺澤委員と私が依頼されておりますので報告いたします。

古里委員 報告いたします。1 月 1 8 日、事務局と福田委員と私と 3 名で現地確認をいたしました。場所は、国道の〇〇バス停より、〇〇公民館の後ろから左側のほうに入って 2 0 0 m ぐらいの所にありました。東側、南側、西側は田んぼで、北側が山林になっておりました。譲受人の田んぼが近くにあり、譲渡人から福田委員のほうへ相談があつて、県外に居るし、定年後も簡単には帰らないそうですので、どなたか探してくれないかと言われて隣接している譲受人にお願いしたということです。周辺の道路等も狭く、譲受人の方の農地をトラクターなどが出入りしているそうです。譲受人は農業をやられておるということで、総合的に見て相当であるとみてまいりました。よろしくをお願いいたします。

山田委員 番号2については、私のほうから報告いたします。〇〇地区内の、町道線沿いの〇〇商店の裏側になります。宅地に囲まれた農地の一区画となります。元々は、譲受人の所有の農地であります。それを譲渡人の弟さんが売買により所有しました。昨年になりますが、病気でお亡くなりになりまして、お兄さんである譲渡人が相続をいたしました。譲渡人は、自分が所有したとしてもこちらに住んでいるわけでもないし、なかなか管理も難しいということで元の持ち主である譲受人のほうに買い戻してもらえないかという内容です。譲渡人が所有しているときから、近所の方の家庭菜園として利用されてきました。譲受人は農家ではありませんが、これまでも所有している農地に関しましてはきれいに管理されております。今後も所有したとしても管理については間違いなくきれいに管理するというふうに思われます。よって、相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議が無いようなので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

事務局長 1番の備考の単価について、10a当りではなく1㎡当り1,238円かな。

事務局 単位を間違えておりました。申し訳ございません。

議 長 単位は平米ということです。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。

なお、番号12と番号13については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。

番号1から番号11まで、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 それでは議案第2号の説明をいたします。議案書のほうと併せて位置図のほうを添付しております。7ページからになります。7ページが番号1になります。8ページが番号2になります。3番以降が9ページ10ページとなってい

ますので併せてご覧いただきたいと思います。あと、別冊で図面のほうを別に閉じたものをございますので、こちらが配置図というか建物とかの配置図になっておりますので、こちらも併せて説明させていただきたいと思います。

番号1、場所は大字〇〇第〇地割の畑になります。こちらは、一時転用となりまして畑の一部を使用するものになります。面積は、297.77㎡になります。譲渡人、所有者ですけれど〇〇〇〇。譲受人、使用する方ですけど〇〇〇〇株式会社、〇〇市の事業者になります。転用の目的ですけど、資材置場等ということで転用の理由の所を書いてありますけれど、携帯電話基地局の設置工事の為に作業、残土置き場等として一時転用の使用するものとなります。備考欄になりますけれど、農振農用地内になります。第2種農地と判断してございます。一時転用の期間ですけど、許可の日から令和2年6月30日までの予定となっております。現地確認は、古里委員と福田委員に依頼してございます。こちらの位置のほうは、7ページになります。併せて別冊の配置図のほうの1枚目の裏表が資料となります。表面ですが、畑のうちの斜線部分を使用する部分になります。通路として道路から右側奥の四角い部分がアンテナ、鉄塔が建つ部分というふうになりまして、それまでの斜線の部分を作業スペース、通路として使うということになります。その図面を裏側に参考までにつけておきましたのでご覧いただきたいと思います。

続きまして、番号2。場所は大字〇〇の畑、2筆になります。合計で15,946㎡となります。こちらにつきましては、永久転用で、ブロイラーの飼育施設を建設したい、その為に転用をしたいということでございます。譲渡人は、〇〇〇〇。譲受人は、株式会社〇〇〇〇、〇〇町の事業者となります。こちらは、備考欄のほうになりますが、農振農用地区域外ということで、昨年農用地区域からの除外申請がありまして、区域外となったものでございます。今回転用の申請が出されたものにございます。こちらの位置図につきましては、8ページのほうの地図になります。〇〇集落の、主要地方道沿いの場所となります。こちらの配置図につきましては、別冊の2枚目の表裏1枚物になりますのでご確認いただきたいと思います。裏面が、鶏舎等の配置図になってございます。

続きまして番号3から番号11まで説明させていただきます。こちらは関連する内容となっておりますので、合わせて説明させていただきます。〇〇地区の太陽光発電事業の整備に伴って排水路の拡幅を行うということで、農地、田と畑に係る部分について排水路として転用をするもの。あと、工事に伴って隣接地を一時転用によって、工事の作業場、資材置き場等に使うといった内容となっております。番号3から順に読み上げたいと思います。

場所は、大字〇〇第〇地割、田んぼ、47㎡、譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇合同会社。以降は譲受人が同じになりますので、読み上げは割愛したいと思います。転用目的は水路で、既存水路の拡幅を行うものでございます。転用の理由は、先程申し上げたとおり太陽光発電設備の整備に伴い雨水等の流水量増に対応する為、既存の排水路の拡幅をしたいという内容でございます。転用する部分につきましては昨年、農用地区域外に除外の手続きを行ったとこ

ろでございます。現地確認につきましては、寺澤委員と山田委員に番号3から番号13までお願いしておりますので、以降は読み上げを割愛させていただきます。

1ページおめくりいただきまして番号4、大字〇〇第〇地割の田んぼ、79㎡。譲渡人は〇〇〇〇、目的等は同様の内容となっております。

番号5、大字〇〇第〇地割の田んぼが3筆になります。上から48㎡、102㎡、142㎡、合わせて292㎡となります。譲渡人は〇〇〇〇。その他は、同様となりますので割愛させていただきます。

番号6、大字〇〇第〇地割、田んぼで141㎡、譲渡人は〇〇〇〇。以降同様でございます。ここまでの分が水路としての転用、永久転用ということで水路敷になるということでございます。

次に、番号7以降につきましては一時転用となります。工事に伴う一時転用での使用を計画しているものでございます。

番号7、大字〇〇第〇地割の田んぼで、使用する面積は172.38㎡。貸人は〇〇〇〇。こちらにつきましては、工事用の作業資材置場、車両の通路等として一時転用をするものでございます。期間につきましては、許可の日から7ヶ月ということで9月いっぱいまでを予定しているものとなっております。

番号8、大字〇〇第〇地割の田んぼが3筆、畑が1筆になります。合計で2,698.22㎡となっております。譲渡人は〇〇〇〇。以降同様となります。

次の5ページ目になります。番号9、大字〇〇第〇地割の畑が285.43㎡、田んぼが49.79㎡。合せて335.22㎡となります。貸人は〇〇〇〇。こちらでも以降は同じとなります。

番号10、大字〇〇第〇地割の田んぼで一部の使用となります。面積は100.2㎡。貸人は、〇〇〇〇。以降同じとなります。

番号11になります。こちらはちょっと内容が異なりますけど、場所につきましては大字〇〇第〇地割の田んぼ、1,365㎡、1筆分となります。貸人が〇〇〇〇、〇〇の在住となります。こちらについては、転用の理由の所ですけど、太陽光発電設備工事に伴って山林からの伐採によって木の搬出が生じますので、その搬出木の仮置き場、あるいはトラックへの積み込み等の作業スペースとして一時転用を行うというものとなっております。期間は、7カ月間ということになります。

以上が番号11までの説明となります。位置図につきましては、9ページのほうにまとめて掲載してございます。地割地番で分かりにくい所もありますが、この図面と別冊の配置図のほうを併せてご覧いただきたいのですが、別冊の3枚目が黄色い部分で塗られた地図が〇〇〇〇の開発区域ということで付けてございます。図面の右下部分が〇〇川となりまして、真ん中の下の部分が〇〇学校のあたりと見ていただければと思います。図面の左上を町道が右上に沿って通っているような配置になってございます。

これを1枚おめくり頂きまして、航空写真を付けてございます。③⑥⑨⑩と書いたのが先ほどの議案の番号を記入してございます。③につきましては、議

案書でいくと2ページの〇〇〇〇さんの水路部分の転用の所になります。⑥については、次の3ページの番号6の〇〇さんの部分の永久転用の所になります。⑨につきましては、5ページ目になりますが、番号9の〇〇〇〇さんの部分の一時転用ということで色分けをしてございます。航空写真を4枚付けてございますので併せてご覧いただきたいと思います。

以上が番号3から11までの説明となります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1は、古里委員と福田委員に、番号2は、間賀委員と畑林委員に、それぞれ依頼しております。また、番号3から番号11までは、寺澤委員と私が、依頼されておりますので、ご報告願います。

古里委員 報告いたします。1月18日、事務局と福田委員と私の3人で現地確認をしました。位置は、〇〇集落で町道沿いにあり、〇〇〇〇基地局の建設のため重機の作業スペース、残土置き場として必要最低限の面積であると思われます。転用による周囲農地への被害はないと思われますし、基地局の建設は確実であるとみます。一時転用の場合、農地復元の確実性は充分であると思われますので、相当であると見てまいりました。

 よろしくお願いいたします。以上です。

間賀委員 報告いたします。今月18日、畑林委員と私と事務局と3人で、全面雪に覆われていましたけれど、現地確認をしました。位置、周囲の状況ですけれど、位置は〇〇地区内、県道沿いに位置しております。周囲の状況ですが、東側は県道を挟んで山林、西側と北側も山林でございます。南側は、申請者の自宅と畑となっております。確認者の意見ですけれど、転用申請地は休耕地でほぼ山林に囲まれており、転用により妨げになるものではなく、事業内容からも面積は必要最小限と思われます。周辺への被害の心配ですが、整備計画予定地は、低い場所で北側に雨水沈殿池及び浄化水の沈殿池から、雨水を浄化処理後、川へ放流する見込みとなっております。よって、この申請は、許可相当であると思います。

 以上です。よろしくお願いいたします。

寺澤委員 現地確認の報告をします。21日に山田会長と事務局とで現地確認をしております。番号3ですが、〇〇〇〇から東側に100mくらいのところにあります。北側と東側が水田、西側が畑、南側が水路を挟んで畑となっております。確認者の意見としては、太陽光発電に伴う増水、土砂流出の危険を防止する為に水路の拡幅工事をするもので、転用面積は、必要最小限であり目的実施の確実性はあると思われまして、相当であると見てまいりました。

 続いて番号4ですが、場所が変わりまして、〇〇集落から町道を〇〇方面へ1kmくらいいった所の左側の水田地帯にあります。北側が山林で、西側が水田、

南側が町道でその先が〇〇川、西側は以前鶏舎がありましたが今は雑種地となっております。これも同じように太陽光発電に伴う増水や土砂流出の危険を防止する為に水路を拡幅するもので必要最小限であり相当であると見てまいりました。

番号5ですが、さきほどの番号3の上流のほうにあたります。〇〇〇〇から500mくらい北側に行った所で、〇〇集落では一番奥のほうにあたります。北側、南側、西側が水田で東側が水路を挟んで山林となっています。これは、同じように水路の拡幅工事するもので面積は、必要最小限と思われ相当であるとみてまいりました。

番号6ですが、番号3の〇〇〇〇さんの所のちょうど下にあたります。これも同じ水路ですが、北側が水田、西側が水田、南側が水路を挟んで宅地、東側が宅地となっています。理由は同じです。確認者の意見としては相当であると見てまいりました。

番号7を説明します。さきほどの水路の拡幅工事で売買の報告をしましたが、それに伴って工事をするための工事用道路に一時転用するものです。周囲への被害はないと思われ、相当であるとみてまいりました。

番号8ですが、水路を工事するための作業用道路として一時転用するもので、これも相当であるとみてまいりました。

番号9も水路の拡幅工事のための工事用道路で一時転用をするもので、相当であると思われます。

番号10についても、水路の拡幅工事に伴う工事用道路として一時転用するもので、相当であると見てまいりました。

番号11は、〇〇集落から町道を〇〇方向に200mくらい行ったところの左側にあります。北側が水田、東側が山林、南側が町道、西側が雑種地となっています。現在、埋め立てて耕作はしていませんが耕作放棄地状態となっています。伐採木の仮置き場としてと、工事用道路として一時転用するものです。相当であるとみてまいりました。

議 長 ここで、事務局より補足説明をいたします。

事務局 別添資料についてですが、番号11の航空写真がございませんでした。申し訳ございません。そのお詫びとなります。場所につきましては、寺澤委員より説明がありましたが、議案書9ページの地図がありますけれど、この中の真ん中に細長く斜線で囲んだ申請地、第〇地割〇番〇（一時）と書かれた場所になりますのでご確認をお願いします。

もう一点、番号4と7の〇〇〇〇さんのところなんですけれど、土地改良区の所に該当してしまして、除外手続きのほうは今の転用許可申請と併せて進めているということで伺っておりますので、そちらについて報告させていただきます。

以上となります。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1についてございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2についてございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3から11まで関連がございますので、質疑については一括して行いたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号12については、除斥があります。
農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員には一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の6ページになります。
番号12、場所は大字〇〇第〇地割の田んぼで1, 107㎡になります。貸人は、〇〇〇〇。借人につきましては、さきほどと同様です。転用の目的、理由の所につきましては、さきほどの番号11と同じとなります。番号11と12が隣接した場所になってございまして、一体的に使うという計画となっております。現地確認につきましては、寺澤委員、山田委員に依頼してございます。
以上となります。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号12については、寺澤委員と私が依頼されておりますので、報告願います。

寺澤委員 番号12について報告します。場所は、〇〇集落から町道を〇〇方向に行って150mくらいいった所です。北側、西側が水田で南側が町道、東側がさっきお話しした〇〇さんの土地となっています。現在は、埋め立てて耕作はしておりません。確認者の意見としては、太陽光発電の設置工事に伴う伐採木の仮置き場と工事用道路としての一時転用であり、転用による周囲農地への被害はないと思われ、相当であるとみてまいりました。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 それでは、〇〇委員の復席をお願いします。

〔 〇〇委員 復席 〕

議 長 続きまして、番号１３についても、除斥となります。農業委員会法第 31 条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

〔 〇〇委員 退席 〕

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 ページ数は６ページ、番号１３になります。場所につきましては、大字〇〇第〇地割の畑となります。位置につきましては、１０ページの地図のほうを参考としていただきたいと思います。町道沿いの、市町村境の近くとなります。別冊の航空写真につきましては、一番後ろの⑬と書かれたものになります。面積につきましては、１１，０００㎡あまりのうち４，５００㎡を使用するということになります。貸付人は〇〇〇〇、借受人は〇〇〇〇合同会社。目的につきましては、番号１１、１２と同じになります。山林の伐採の搬出等の資材置場、作業場として使用するということですのでございます。併せて、こちらにつきましては、一時転用の期間が３年ということです。伐採後の発電パネル等の設置の工事の際にも、資材置き場等として引き続き使用するという計画となっています。こちらの現地確認につきましては、寺澤委員、山田委員に依頼してございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。現地調査については、番号１３については、寺澤委員と私が、依頼されておりますので、ご報告願います。

寺澤委員 番号１３について報告します。位置は、〇〇集落から町道を〇〇方面に向かって１kmくらいいった所の右側にあります。周囲は、北側が町道で、南側と西側が山林、東側が果樹園となっています。確認者の意見としては、太陽光発電の設置工事に伴う伐採木仮置き場と、工事用道路としての一時転用であり、目的実施の確実性はある、転用による周囲農地への被害はないと見てまいりました。相当であると思われます。

議 長 補足がありますので、事務局より説明させます。

事務局 併せて関連しますので、議案書の15ページをご覧いただきたいと思います。報告事項として合意解約がございますが、こちらの申請農地に貸借関係がございますして、その合意解約が出されているものになります。借人は〇〇〇〇。こちらの農地を使用していたということになりまして、転用申請に合わせて合意解約の届出がされておりますので、併せて報告させていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、報告を申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号13について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 それでは、〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、すべて原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書のほうは、11ページから12ページにかけてになります。

番号1、場所につきましては大字〇〇第〇地割、行政区でいきますと〇〇地区となります。畑が3筆の賃貸借の設定となります。貸人の〇〇〇〇から〇〇〇〇のほうへ貸し付ける、賃貸借関係を結ぶ内容となります。期間は5年間。10a当りの賃借料は1,987円。年額合計で10,000円になります。現地確認は、古里委員、福田委員と行ってございます。

続きまして番号2、場所は〇〇第〇地割の畑1筆。第〇地割の畑が4筆となります。こちら〇〇〇〇さんは亡くなれておりますので法定相続人の〇〇〇〇さんから農地中間管理機構への貸付けという内容となります。こちらは使用貸借で、期間は令和6年5月までという内容となっています。こちらは、次の議案第4号のほうにも関係してきますので、その際またよろしくお願いします。一つ修正をお願いしたいのですが、番号1の備考欄に農地中間管理事業とありますが、これは削除お願いします。当人同士の貸借となりますので、農地中間管理事業は削除いただきたいと思います。申し訳ありません。

12ページにまいりまして、番号3、場所は大字〇〇第〇地割の田んぼ2筆になります。合計で1,321㎡。貸人の〇〇〇〇から農地中間管理機構に貸借を行うということで、こちらは年額6,605円。期間は、本年2月から令和7年11月までという内容です。こちらとも次の議案第4号とも関連してきま

すので、またそちらで説明させていただきたいと思います。

以上の3件につきましてよろしくお願いします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
番号1から番号3まで一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号については、原案のとおり決定することとし、
計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について上程い
たします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は13ページになります。先ほどの議案第3号とも関連してきますけ
れど、順番に読み上げたいと思います。

番号1、大字〇〇第〇地割の畑が1筆、第〇地割の畑が4筆、合計で7, 9
42㎡になります。こちらは、農地中間管理機構から〇〇〇〇が借り受ける
という内容となります。こちらは、使用貸借で令和6年5月までの期間のとな
ります。

次に番号2、大字〇〇第〇地割の田んぼ2筆になります。こちらも農地中間
管理機構から〇〇〇〇が貸借を結ぶということで、こちらは賃貸借で年額6,
605円ということで、令和7年11月までの期間使用する内容となっておりま
す。

以上の2件となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。番号1及び番号2について、一括で
ご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第4号 農用地利用配分計画案については、原案の
とおり異議のない旨を町長へ報告いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
これをもって、第11回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

(午後4時52分 閉会)